

**商 法** (配点 40 点)**【問題】**

以下【設例】を読んで、【設問 1】及び【設問 2】に答えなさい。

**【設例】**

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、コンピュータ・システムの開発を業とする取締役会設置会社かつ公開会社である。その発行済株式総数は 8 万株（議決権数は 8 万個）であり、そのうち、A が 5 万株、B が 1 万株を有している。取締役は、代表取締役 A のほか、C および D の合計 3 名である。
2. 甲社は、AI 業務支援ツールの開発と海外展開を加速する計画を進めていたが、海外の競合他社が類似製品を相次いで発表していたため、早急に約 20 億円の資金調達を図る必要があった。他方、B および D は、近年の甲社の事業方針、特に AI プロジェクトへの過度な資金投入や海外展開に伴うリスクを懸念しており、「利益より先に話題性を追いすぎている」として、A の経営判断に強い疑義を抱いていた。
3. 令和 7 年 9 月、A は、親しい関係にある E および F に対して、それぞれ 1 万株ずつ、1 株当たりの払込金額を 10 万円とする第三者割当による新株発行をすることを打診し、E および F はこれを引き受けることを内諾した。この払込金額は、甲社の企業価値に照らし、妥当と認められるものであった。
4. A は、令和 7 年 10 月 5 日に開催された取締役会において、この第三者割当による新株発行を提案したところ、D はこれに反対したものの、C は賛同し、A および C による賛成多数でこの新株発行（以下「本件発行」という。）の募集事項が決定された。本件発行が効力を生じれば、A、E および F の有する株式を合わせると、発行済株式総数の 7 割を占めることになる。

**【設問 1】** (配点 25 点)

B は、本件発行により、甲社の経営に対する A の支配力が強化される一方、自身の影響力が低下することを不満に思っている。B は、本件発行を差し止めることができるか、検討しなさい。

5. その後、Aは経営方針に継続的に反対してきたDの存在が妨げになると考え、令和7年12月20日に臨時株主総会を招集・開催し、その解任を提案したところ、定足数を満たしたうえ、議決権の過半数の賛成を得て、Dの取締役解任決議が可決された。なお、Dが取締役に選任されたのは令和6年6月20日の開催の定時株主総会においてであり、その報酬は月額100万円であった。

**【設問2】**（配点15点）

Dは、解任されることは仕方ないものの、報酬を得られなくなることによる経済的不利益を回復したいと考えている。Dは、甲社に対してどのような請求をすることができるか、検討しなさい。

以上